

## H30後期 ショベルローダー等運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --  
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781  
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F 34 号室 TEL 03-3254-8404  
 (初版 H30.1.25 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、最大荷重1t以上のショベルローダー又はフォークローダーを運転する作業は、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはならない事が定められております。

(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第119号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第119号 教習機関登録更新予定日：平成31年3月30日)

### 1. 日程、定員など

実施回	1(BD)	2(B)
日程	5月	7月
	B:14~15 D:14~18	B:30~31
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	*開催中止	10名

実施回の横の英字が、その回の開催コースを表します。コースにより受講日数が異なります。詳しくは、時間割例を確認し、熊谷教習所までお問い合わせください。

### 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	受講料(+テキスト代)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	¥23,250(21,600+1,650)	建設機械施工技術検定
B	2日	¥26,490(¥24,840+1,650)	①大特所持者 ②運転免許所持、業務経験(1t未満)が3ヶ月
C	3日	¥28,650(27,000+1,650)	運転免許未所持で、業務経験(1t未満)が6ヶ月
D	5日	¥47,010(45,360+1,650)	運転免許所持、未経験者
E	6日	¥55,650(54,000+1,650)	運転免許未所持、未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

### 4. 講習科目及び時間 全科目受講者については次の通です(35時間)

学科講習	走行装置に関する知識	4時間
	荷役装置に関する知識	4時間
	力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実技講習	走行の操作	20時間
	荷役の操作	4時間

### 5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)のFAXで、受講申請書の送付をご依頼ください。

- \*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。
- \*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

### 6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、当協会で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

◎ショベルローダーとは、原則として車体前方に備えたショベルをリフトアームにより、上下させてバラ物荷役を行う二輪駆動の車両をいいます。

**注:ショベルローダーの運転業務の経験は、事業者による以下の証明が必要です。**

- 事業所に最大荷重1t未満のショベルローダーを所有している事  
(所有しているショベルローダーの特定自主検査表の写しによる証明)
- 受講者がショベルローダー運転特別教育を修了している事
- 事業所の最大荷重1t未満ショベルで3(6)月以上運転を経験している事

## ショベルローダー等運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する <b>建設機械施工技術検定</b> に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>・運転に必要な力学に関する知識</li> <li>・走行の操作</li> </ul>
B	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の<b>大型特殊自動車免許</b>(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者</p> <p>又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有し、かつ<b>3ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務</b>(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ)に従事した経験を有する者 (*注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>・走行の操作</li> </ul>
C	<b>6ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務</b> に従事した経験を有する者 (*注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行の操作</li> </ul>
D	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> </ul>
E	その他の者	なし

注1:ショベルローダー等の運転業務の経験は、事業者による証明が必要です。